

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年3月1日から14年3月1日までの期間に係る標準報酬月額記録について、13年3月から同年9月までは19万円、同年10月から14年1月までは18万円、同年2月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成13年3月から14年2月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から15年5月22日まで  
ねんきん定期便で年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と大幅に違っていることが分かった。当時、毎月30万円以上の給与をもらっていたと思うので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A市から提出された税務関係資料により、平成13年から15年までの報酬月額及び社会保険料控除額に見合う標準報酬月額を試算したところ、13年3月から14年2月までの期間においては、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額を上回る額であったことが推認できる。

また、申立人は標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成13年3月1日から14年3月1日までの期間に係る標準報酬月額について、13年3月から同年9月までは

19万円、同年10月から14年1月までは18万円、同年2月は16万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、誤った標準報酬月額により届出を行ったことを認めていることから、税務関係資料で推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成14年3月1日から15年5月22日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の税務関係資料により推認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 栃木厚生年金 事案 1816

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで

平成12年3月31日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日となっており、年金記録に1か月の空白期間があるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同事業所が保管する給与明細一覧により、申立人は、平成12年3月31日まで当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成12年2月のオンライン記録及び給与明細一覧における同年3月分の厚生年金保険料控除額から44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B厚生年金基金の保管する厚生年金基金加入員資格喪失届における申立人に係る資格喪失日が平成12年3月31日となっている上、事業主も資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 栃木厚生年金 事案 1817

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 9 日から同年 10 月中旬まで

A社の経営する事業所に昭和 41 年 9 月から同年 10 月頃から勤務していた。42 年 10 月にB社C支店（現在は、同社D支店）の従業員が慰安旅行で当該事業所に来社したのを最後に退職したので、同年 9 月までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格喪失日が昭和 42 年 5 月 9 日と記録されている上、健康保険被保険者証も、社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

また、申立人は昭和 42 年 10 月に当該事業所を退職したとしているものの、その記憶は必ずしも明確ではなく、当該事業所では、申立期間当時の関係資料は残存していないと回答している上、当時の事業主は申立人について記憶しておらず、申立人を記憶している元同僚は申立人の勤務時期及び勤務期間について記憶していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 9 日から 46 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 9 月 18 日から 59 年 12 月 2 日まで

年金記録によると、昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まではA社、同年 7 月 1 日から 50 年 9 月 18 日まではB社での厚生年金保険の記録となっているが、A社を設立した 45 年 1 月 9 日から同社の名称を変更したC社が解散した 59 年 12 月 2 日までの期間は、どちらかの会社で厚生年金保険に加入していたはずである。法定福利費を計上したC社の昭和 51 年度の確定申告書もあるので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の登記簿謄本を確認したところ、申立人は、申立期間①についてはA社の代表取締役として、申立期間②の一部に係る昭和 50 年 9 月 18 日から 57 年 2 月 4 日までの期間については、B社の代表取締役として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、49 年 3 月 24 日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。また、B社は 48 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、50 年 9 月 18 日に適用事業所でなくなっていることが確認できることから、申立期間①及び②において、A社及びB社はいずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間①について、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 12 月 1 日以前から当該事業所に勤務していたとする同僚は、「適用事業所になる前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人は当該期間について、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時に

当該事業所に在籍していたのは申立人を含め3人であるが、1人は住所が判明せず、1人は死亡しているため当時の状況を聴取することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和50年9月25日に申立人に係る健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

さらに、市の回答によると、申立人は、昭和53年12月26日に住民票を異動し、同日付けで国民健康保険に加入したとしている。

加えて、申立人が所持するC社に係る昭和51年度の確定申告書において、法定福利費が計上されているが、計上額の内訳が不明なことから、厚生年金保険料が含まれているか否かの確認ができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。